

平成23年度第2回兵庫県入札監視委員会 議事概要

開催日及び場所	平成23年9月15日(木) 兵庫県庁 2号館11階A会議室		
委員	根岸 哲 (甲南大学法科大学院教授) 西村多嘉子 (大阪商業大学総合経営学部教授) 木村 治子 (弁護士) 北野 参則 (公認会計士) 小西 庸夫 (元兵庫県代表監査委員)		
対象期間	平成23年4月1日 ~ 平成23年6月30日		
事務局報告 平成23年度第1回委員会の議事概要			
議案1 入札及び契約手続の運用状況等の報告			
対象工事 件数	146 件	対象期間中の指名停止件数	4 件
対象工事の契約金額合計	6,713,517 千円	対象期間中の資格制限件数	2 件
対象工事の平均落札率	88.1 %	対象期間中に契約締結した契約予定金額250万円超の工事	
議案2 抽出した工事に係る入札及び契約手続等の審議			
抽出案件 総数 5 件			
うち	一般競争入札	- 件	
	公募型一般競争入札	3 件	
	制限付き一般競争入札	1 件	
	指名競争入札	1 件	
	随意契約	- 件	
委員からの質問・意見 それに対する回答等	質問・意見	回 答	
	別紙のとおり	別紙のとおり	
委員会による意見の具申 又は勧告の内容	なし		

別 紙

	質 問 ・ 意 見	回 答
1	<p>事務局報告 平成 23 年度第 1 回委員会の議事概要について</p>	
2	<p>入札及び契約手続の運用状況等の報告 H23.4.1 ~ 6.30 の入札・契約状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今年度の第 1 四半期の契約額が前年度の第 4 四半期と比べて少なくなっており、年度を通じてバランス良く発注することはできないか。 ・ 高額な随意契約が 2 件あるが、どのような随意契約理由か。 ・ 指名停止措置を行った業者のうち、課徴金納付命令があった者の指名停止期間が 1 ヶ月となっているが、短くないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国に補助申請し、認可後、設計にかかるものなど、予算上の制約等で、第 1 四半期に発注できない工事も多いが、できるかぎり計画的発注に努めたい。 ・ 既設の設備をそのまま使用する改築工事であり、当初施工した者でないと施工できないためである。 ・ 排除命令があった時点でも 1 ヶ月指名停止をしており、今回の課徴金納付命令があった時点とあわせて 2 ヶ月になる。
3	<p>抽出した工事に係る入札及び契約手続等々の審議</p> <p>(1) 公募型一般競争入札： 県土整備部（営繕課）発注 「県立光風病院児童思春期病棟その他建築工事」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県では、ソーラーパネルを設置することを建物の建築条件としているのか。 <p>(2) 北播磨県民局（加東土木事務所）発注 「加美八千代線(仮称)大屋橋上部工工事」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総合評価落札方式を採用した結果はどうであったか。 ・ 応札者が 3 者と少ないのは何故か。 <p>(3) 制限付き一般競争入札： 但馬県民局（朝来農林振興事務所）発注 「池ノ尾線森林基幹道開設事業（23 基第 8-2 号）」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 落札率が高いのは何故か。 <p>(4) 公募型一般競争入札： 兵庫県警察本部（会計課）発注 「第 16 次淡路地区道路標示更新工事」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入札方式を公募型一般競争入札としたのは何故か。 <p>(5) 指名競争入札： 企業庁（東播磨利水事務所）発注 「神出浄水場流量計等更新工事」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 応札額が低い業者が多いのは何故か。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境に配慮した建物とすることを県の方針としているため、条件が合う場合には建物にソーラーパネルを設置することとしている。 ・ 応札者間で、提案を求めた施工計画の評価点の差が大きく、最低額の入札者を落札者が逆転した。 ・ 工事の規模が小さいにもかかわらず、工事の施工中は技術者を配置しなければならなくなるため、敬遠されたものと考える。 ・ 積雪で工期が延びる等のリスクがあるため、高めの入札になったと考えられる。 ・ 施工可能業者が県内に 25 者しかおらず、県内でさらに地域を限定すると十分な競争性が確保できないためである。 ・ 自社の製品を使うため、経費を抑えることができるためと考える。
	<p>その他：政府調達に関する苦情処理、建設工事に係る再苦情処理について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今回は、無かった旨、事務局から報告。 	